

平成30年 2月16日提出

平成30年2月市議会定例会

説明書・参考

〔議案第17号 ～ 議案第34号〕

島 田 市

説 明 書

議案第17号 島田市国民健康保険事業基金条例について

平成27年5月に公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行により、国民健康保険の財政運営の仕組みが変更されることに伴い、国民健康保険事業の健全な運営に必要な経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第18号 島田市中心小企業・小規模企業振興基本条例について

市の経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的として、中小企業・小規模企業の振興に関し基本となる事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第19号 島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について

適正な都市機能及び健全な都市環境を確保することを目的として、島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の建築の制限について定めるため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定により、新たに条例を制定しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第20号 島田市新庁舎等整備基本計画審議会条例について

新庁舎及びその周辺に整備する施設に係る基本計画について調査審議することを目的とした審議会を設置するため、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第21号 島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

平成26年6月に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、地域包括ケアシステムの構築に向け予防給付の一部を地域支援事業に移行するなど、市町村の行う事務が見直され、居宅介護支援事業者の指定権限が県から市へ移譲されることに伴い、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第22号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

平成26年6月に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正により、地域包括

ケアシステムの構築に向け予防給付の一部を地域支援事業に移行するなど、市町村の行う事務が見直されたことに伴い、居宅介護支援事業者の指定及び更新に係る手数料を新たに設定し、併せて指定地域密着型サービス事業者等の指定及び更新に係る手数料を徴収するため、条例の一部を改正しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第23号 島田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

平成26年6月に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正により、地域包括ケアシステムの構築に向け予防給付の一部を地域支援事業に移行するなど、市町村の行う事務が見直されたことに伴い、介護保険法の改正においてなおその効力を有するとされた介護予防通所介護に係る規定が経過措置期間の終了により効力を失うことから、この条例における介護予防通所介護に係る規定を削除するため、条例の一部を改正しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第24号 島田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

平成30年1月1日から国家公務員の退職手当が引き下げられたことを受け、島田市の職員の退職手当についても同様の引き下げを行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第25号 島田市税条例等の一部を改正する条例について

平成29年3月に公布された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する等の法律（平成29年法律第2号）の施行に伴い、個人市民税の所得割の非課税の範囲を変更するとともに、個人均等割の趣旨及び公平性の確保の観点から個人均等割の税率の軽減について廃止するため、条例の一部を改正しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第26号 島田市コミュニティバス条例の一部を改正する条例について

金谷地区を運行するコミュニティバスについて、運行方法を道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送から同法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業による運送に変更するに当たり、金谷地区の路線に関する規定を削除するため、条例の一部を改正しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第27号 島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

第7期島田市介護保険事業計画の策定に当たり、平成30年度から平成32年度までに見込まれる介護給付費等の支払いに対応するとともに、負担能力に応じた保険料を設定するため、条例の一部を改正しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第28号 島田市国民健康保険条例及び島田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

平成27年5月に公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する2つの条例の一部を改正しようとするものです。島田市国民健康保険条例については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正に伴い、国民健康保険運営協議会に係る規定を整備するものであり、島田市後期高齢者医療に関する条例については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正に伴い、後期高齢者医療における住所地特例の適用を受ける被保険者の範囲を変更するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第29号 島田市県営土地改良事業分担金等徴収条例について

平成29年5月に公布された土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行により、農地中間管理機構関連農地整備事業が創設されたことに伴い、当該事業に係る特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるため、条例の全部を改正しようとするものです。

議案第30号 島田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

小川簡易水道と中平簡易水道の施設を1箇所を集約し、効率的な給水を実施するため、条例の一部を改正しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第31号 第2次島田市総合計画の策定について

総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、まちづくりの基本的な方向性を示し、島田市の更なる発展及び住民福祉のより一層の向上を図るための総合的な指針となる第2次島田市総合計画の策定について、島田市総合計画の策定等に関する条例第6条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案及び参考は、別冊のとおりです。

議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

犬間辺地の犬間簡易水道浄水場整備事業について、当初の予定より事業費を増額する必要が生じたことから、当該事業に係る事業費を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第33号 市道路線の認定について

昭和59年3月に一括認定した市道の見直しにより、区間を変更する1路線を認定す

るため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第34号 市道路線の廃止について

昭和59年3月に一括認定した市道の見直しにより、3路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

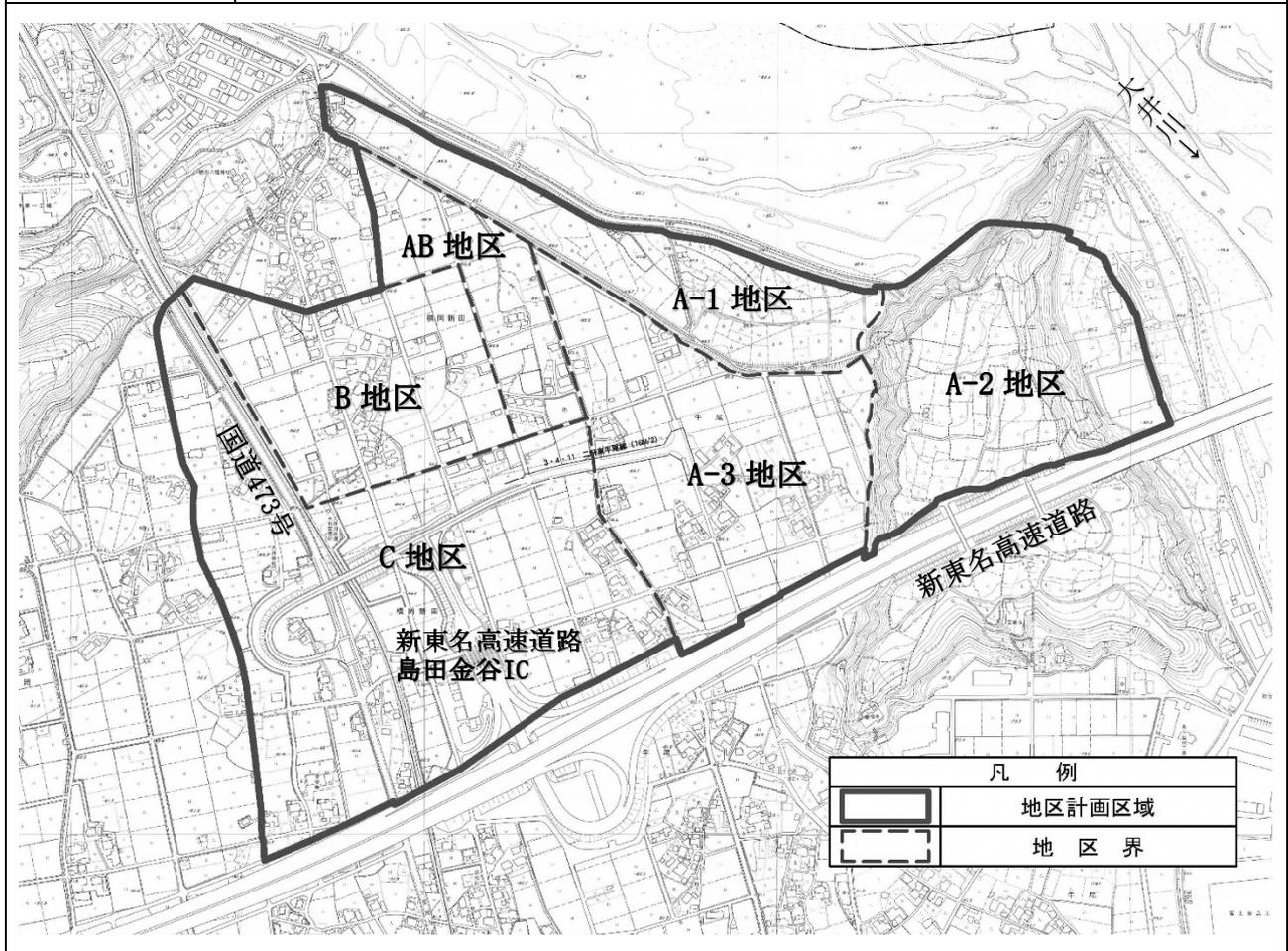
目 次

議案第19号	島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について ◇地区計画区域図 -----	1
議案第22号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	2
議案第23号	島田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	6
議案第24号	島田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	8
議案第25号	島田市税条例等の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	12
議案第26号	島田市コミュニティバス条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	16
議案第27号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	18
議案第28号	島田市国民健康保険条例及び島田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	22
議案第30号	島田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	26
議案第33号	市道路線の認定について ◇市道認定路線位置図 -----	28
議案第34号	市道路線の廃止について ◇市道廃止路線位置図 -----	29

(付記) 図面は、既製の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

議案第19号 参 考

条 例 名	島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例
-------	--



新 条 文

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
1 ～ 80			省略		
81	介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 共生型地域密着型サービス その他のサービス		1件につき30,000円 1件につき10,000円 1件につき20,000円
82	介護保険法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 共生型地域密着型サービス その他のサービス		1件につき15,000円 1件につき6,000円 1件につき10,000円
83	介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料			1件につき20,000円
84	介護保険法第79条の2第4項において準用する同法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料			1件につき10,000円
85	介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料			1件につき15,000円

対 照 表

旧 条 文

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
1 ） 80	省略				

86	介護保険法第115条の21において読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料			1件につき8,000円
87	介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第3号イに規定する第1号通所事業として規則で定めるサービスを行う者（以下「おでかけデイサービス指定事業者」という。）の指定を除く。）の申請に対する審査	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請手数料			1件につき15,000円
88	介護保険法第115条の45の6第4項において準用する同法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定（おでかけデイサービス指定事業者の指定を除く。）の更新の申請に対する審査	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請手数料			1件につき8,000円

備考

1

（ 省略

11

備考

1

） 省略

11

新 条 文

(利用できる者の範囲)

第4条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1)

ㄱ 省略

(3)

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(利用料金)

第13条 省略

2 利用料金の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額に食材料費等を加えた額の範囲内において、当該センターの指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1)

ㄱ 省略

(5)

3 省略

4 省略

対 照 表

旧	条	文
		(利用できる者の範囲) 第4条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) (省略) (3) <u>(4) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成26年改正前法」という。）の規定による介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に係る介護予防サービス費の支給に係る者</u> (5) <u>前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者</u>
		(利用料金) 第13条 省略 2 利用料金の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額に食材料費等を加えた額の範囲内において、当該センターの指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。 (1) (省略) (5) <u>(6) 旧介護予防通所介護に係る介護予防サービス費の支給の対象となるサービス</u> <u>平成26年改正前法第53条第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該サービスについて支給される介護予防サービス費の額を控除した額</u> 3 省略 4 省略

新 条 文

○第1条関係（島田市職員の退職手当に関する条例）

附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

2

） 省略

17

18 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第18項」とする。

19

） 省略

24

○第2条関係（島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）

附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の島田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の島田市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条、附則第3項から第5項まで及び附則第10項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第10項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務に

対 照 表

旧 条 文
○第1条関係（島田市職員の退職手当に関する条例） 附 則 （施行期日） 1 省略 （経過措置） 2 ） 省略 17 18 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第18項」とする。 19 ） 省略 24
○第2条関係（島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例） 附 則 （施行期日） 1 省略 （経過措置） 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の島田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の島田市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条、附則第3項から第5項まで及び附則第10項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第10項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ <u>100分の87</u> （当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によ

よらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第18項から第20項まで及び附則第23項、附則第6項並びに附則第7項の規定により計算した退職手当の額（以下（新条例等退職手当額）という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3

（ 省略

12

らない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第18項から第20項まで及び附則第23項、附則第6項並びに附則第7項の規定により計算した退職手当の額（以下（新条例等退職手当額）という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3

） 省略

12

新 条 文

○第1条関係（島田市税条例）

第32条 削除

（固定資産税の納税義務者等）

第54条 省略

2

） 省略

6

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2 省略

3 省略

対 照 表

旧 条 文
<p>○第1条関係（島田市税条例） （個人均等割の税率の軽減）</p> <p>第32条 次の各号に掲げる者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、第2号に掲げる者にあつては、同号の規定によって計算した減額すべき額が800円を超える場合においては、800円とする。</p> <p>（1）均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族 800円</p> <p>（2）前号に掲げる控除対象配偶者又は扶養親族を2人以上有する者 当該控除対象配偶者又は扶養親族1人について 200円</p> <p>（固定資産税の納税義務者等）</p> <p>第54条 省略</p> <p>2</p> <p>（ 省略</p> <p>6</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>

○第2条関係（島田市税条例の一部を改正する条例）

附 則

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る島田市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア <u>(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
第82条第2号ア <u>(ウ) a</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
第82条第2号ア <u>(ウ) b</u>	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>
附則第16条第1 <u>項</u>	第82条	島田市税条例の一部を改正する条例（平成26年島田市条例第28号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1 <u>項の表第2号ア</u> <u>(イ)の項</u>	第2号ア <u>(イ)</u>	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア <u>(イ)</u>
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
附則第16条第1 <u>項の表第2号ア</u> <u>(ウ) aの項</u>	第2号ア <u>(ウ) a</u>	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア <u>(ウ) a</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
附則第16条第1 <u>項の表第2号ア</u> <u>(ウ) bの項</u>	第2号ア <u>(ウ) b</u>	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア <u>(ウ) b</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

○第2条関係（島田市税条例の一部を改正する条例）

附 則

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア		3,900円	3,100円
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	島田市税条例の一部を改正する条例（平成26年島田市条例第28号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条	
新条例附則第16条第1項の表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	
		3,900円	3,100円
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円

新 条 文

(設置)

第1条 島田市は、川根地区における地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図り、もって住民の福祉を増進し、地域の活性化を促進するため島田市コミュニティバスを設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 省略

対 照 表

旧 条 文
<p>(設置)</p> <p>第1条 島田市は、<u>金谷地区及び川根地区</u>における地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図り、もって住民の福祉を増進し、地域の活性化を促進するため島田市コミュニティバスを設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>金谷地区</u> 合併の日（平成17年5月5日をいう。）前の<u>榛原郡金谷町</u>の区域をいう。</p> <p>(3) 省略</p>

新 条 文

(保険料率)

第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 30,600円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,840円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,900円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 55,080円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 61,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 67,320円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

- (7) 次のいずれかに該当する者 79,560円

ア 省略

イ 省略

- (8) 次のいずれかに該当する者 91,800円

ア 省略

イ 省略

- (9) 次のいずれかに該当する者 104,040円

ア 省略

イ 省略

- (10) 次のいずれかに該当する者 107,100円

ア 省略

イ 省略

- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 110,160円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、

対 照 表

旧	条	文
		(保険料率)
第4条		平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
	(1)	介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,300円</u>
	(2)	令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,220円</u>
	(3)	令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>40,950円</u>
	(4)	令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>49,140円</u>
	(5)	令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>54,600円</u>
	(6)	次のいずれかに該当する者 <u>60,060円</u>
	ア	地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
	イ	省略
	(7)	次のいずれかに該当する者 <u>70,980円</u>
	ア	省略
	イ	省略
	(8)	次のいずれかに該当する者 <u>81,900円</u>
	ア	省略
	イ	省略
	(9)	次のいずれかに該当する者 <u>92,820円</u>
	ア	省略
	イ	省略
	(10)	次のいずれかに該当する者 <u>95,550円</u>
	ア	省略
	イ	省略
	(11)	前各号のいずれにも該当しない者 <u>98,280円</u>
2		前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、

27,540円とする。

第18条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

24,570円とする。

第18条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

新 条 文

○第1条関係（島田市国民健康保険条例）

目次

第1章 市が行う国民健康保険の事務（第1条）

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条）

第3章

（ 省略

第8章

附則

第1章 市が行う国民健康保険の事務

（市が行う国民健康保険の事務）

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づく島田市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

(1)

（ 省略

(4)

第5章 保健事業

（保健事業）

第7条 市は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために、次に掲げる事業を行う。

(1)

（ 省略

(4)

○第2条関係（島田市後期高齢者医療に関する条例）

（保険料を徴収すべき被保険者）

第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる者とする。

(1) 省略

(2) 法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の

対 照 表

旧 条 文
<p>○第1条関係（島田市国民健康保険条例）</p> <p>目次</p> <p>第1章 市が行う国民健康保険（第1条）</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>（第2条・第3条）</p> <p>第3章</p> <p>（ 省略</p> <p>第8章</p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>市が行う国民健康保険</u></p> <p>（市が行う国民健康保険）</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u></p> <p>（<u>国民健康保険運営協議会</u>の委員の定数）</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)</p> <p>（ 省略</p> <p>(4)</p> <p>第5章 保健事業</p> <p>（保健事業）</p> <p>第7条 市は、<u>国民健康保険法</u>（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)</p> <p>（ 省略</p> <p>(4)</p> <p>○第2条関係（島田市後期高齢者医療に関する条例）</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第55条第1項本文</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に</p>

適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際市内に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、法第55条第2項第2号に規定する最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

（施行期日）

1 省略

（延滞金の割合の特例）

2 省略

規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市内に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、同号に規定する最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者

附 則

(施行期日)

1 省略

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の納期の特例)

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第3期 平成20年10月15日から同月31日まで

第4期 平成20年11月15日から同月30日まで

第5期 平成20年12月15日から同月31日まで

第6期 平成21年1月15日から同月31日まで

第7期 平成21年2月15日から同月28日まで

第8期 平成21年3月15日から同月31日まで

3 平成20年度における第4条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第2項」と、「別に」とあるのは「10月1日以後において別に」と読み替えるものとする。

(延滞金の割合の特例)

4 省略

例規名 島田市簡易水道事業給水条例

新 条 文

(名称及び給水区域)

第2条 島田市簡易水道事業の名称及び給水区域は、次のとおりとする。

名 称	給水区域
省略	
<u>小川中平簡易水道</u>	<u>伊久美の一部</u>
省略	

対 照 表

旧 条 文

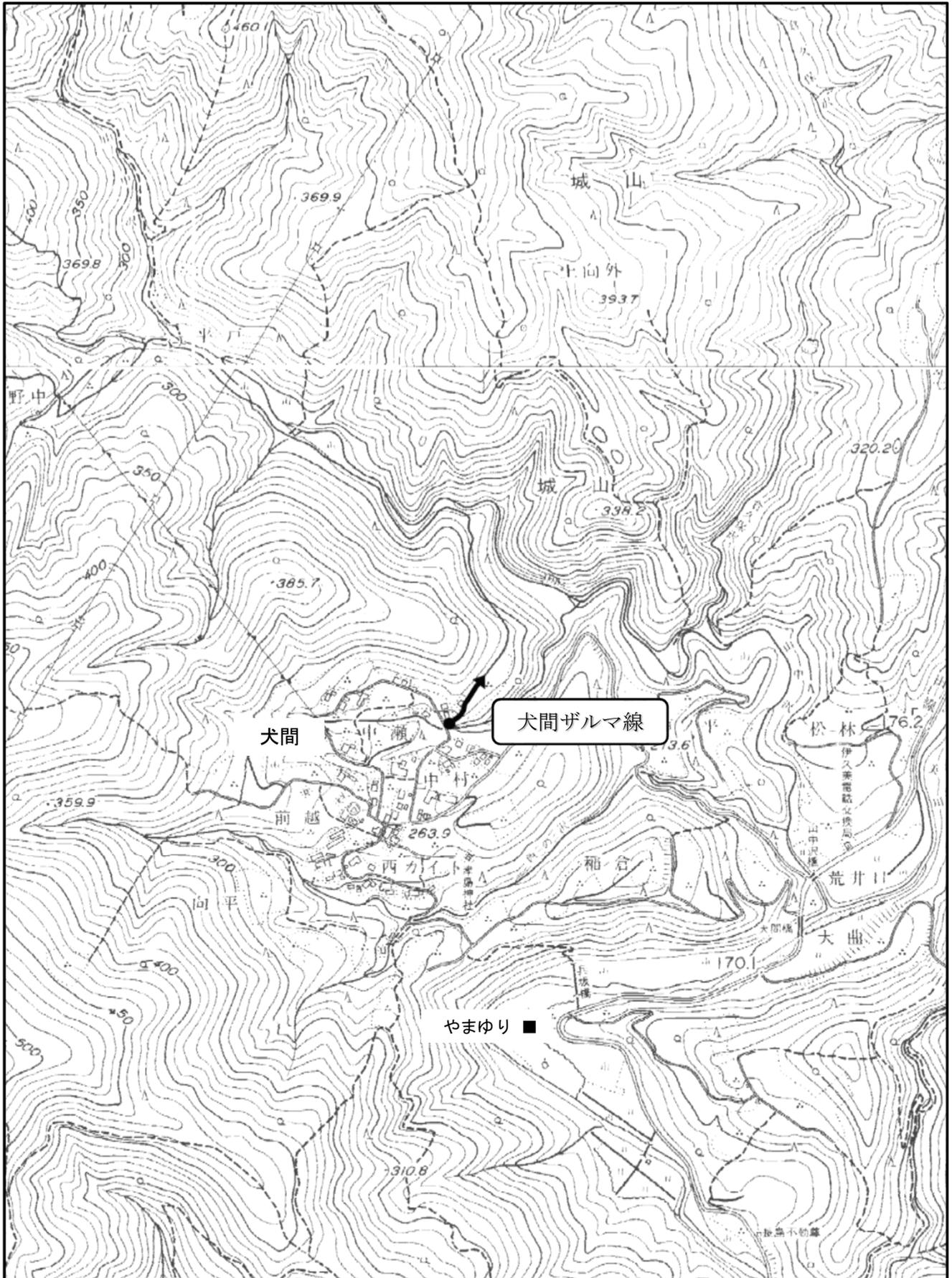
(名称及び給水区域)

第2条 島田市簡易水道事業の名称及び給水区域は、次のとおりとする。

名 称	給水区域
省略	
<u>小川簡易水道</u>	<u>伊久美の一部</u>
<u>中平簡易水道</u>	<u>伊久美の一部</u>
省略	

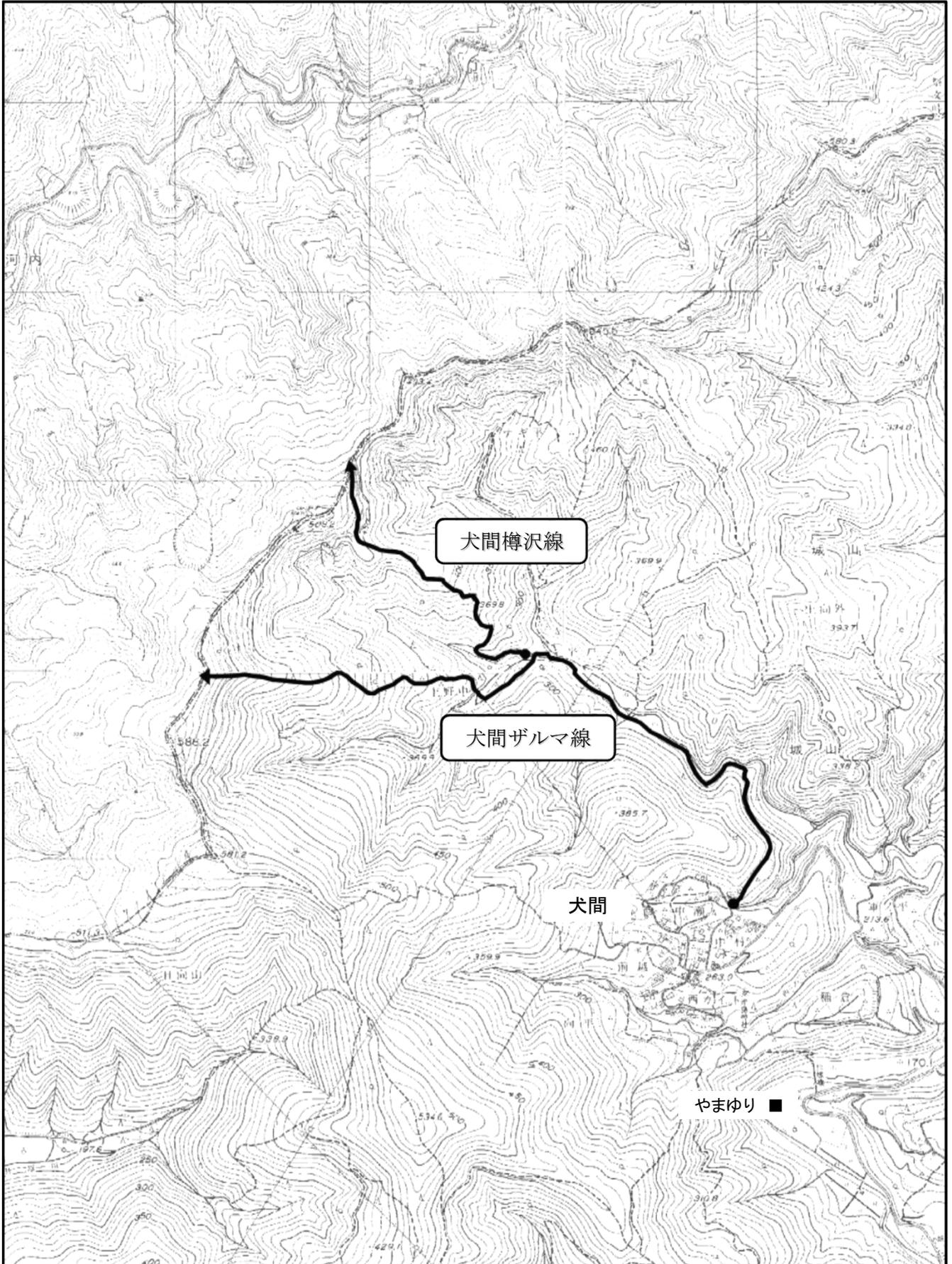
議案第33号
参 考

市道認定路線位置図



議案第34号
参 考

市道廃止路線位置図



市道廃止路線位置図

